

議案第71号

勝山市職員の給与に関する条例の一部改正について

勝山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等及び市長の権限に属する事務の公務能率の確保を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

勝山市職員の給与に関する条例(昭和41年勝山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p>

5 (略)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手

5 (略)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員\_\_\_\_\_

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手

当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、**若しくは失職し**、又は死亡した職員にあっては、退職し、**若しくは失職し**、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第25条 (略)

2～5 (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、**若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し**、又は死亡したときは、同項の規定により規則の定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りではない。

7・8 (略)

別表第1(第4条関係)

等級別基準職務表

職務の等級	職務の名称
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事

当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した職員にあっては、退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第25条 (略)

2～5 (略)

6 第2項又は第3項に規定する職員が、第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し\_\_\_\_\_、又は死亡したときは、同項の規定により規則の定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りではない。

7・8 (略)

別表第1(第4条関係)

等級別基準職務表

職務の等級	職務の名称
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事

	又は主事級に属する職の職務		又は主事級に属する職の職務
3級	主査又は主査級に属する職の職務	3級	主査又は主査級に属する職の職務
4級	<b>主任</b> 又は <b>主任</b> 級に属する職の職務	4級	<b>係長</b> 又は <b>係長</b> 級に属する職の職務
5級	<b>主幹</b> 又は <b>主幹</b> 級に属する職の職務	5級	<b>課長補佐</b> 又は <b>課長補佐</b> 級に属する職の職務
6級	課長又は課長級に属する職の職務	6級	課長又は課長級に属する職の職務
7級	<b>部長</b> 又は <b>部長</b> 級に属する職の職務	7級	<b>政策幹等</b> に属する職の職務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1については、令和2年4月1日から施行する。